

平成30年漁獲可能量留保枠の配分（案）について

平成30年5月
水産庁

まいわしの平成30年漁獲可能量留保枠の配分について、石川県に対し農林水産大臣が定める数量を以下のとおりとする。

農林水産大臣が定める数量	3,500トン
基本計画第6の2の表に定める数量に、農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量	21,500トン
留保枠の残枠	156,500トン
うち対馬暖流系群相当量	15,500トン

1. 背景

- (1) 2月上旬から、石川県内の定置網で大量入網が続いた。県からは、県内漁業者に対しTAC数量遵守のための漁獲抑制を指導した。定置網漁業者は漁獲抑制の取組として、一日あたり水揚量の制限を行った。また、中型まき網漁業者は、操業開始時期を例年（5月上旬）から約二週間延期した。
- (2) 4月以降、大量入網の発生は大幅に減少したものの、4月末時点の漁獲量は13,997トンと1995年以降の定置網の最大年間漁獲量（2016年の8,666トン）を超え、石川県に定められた数量（18,000トン）の8割近くに達している状況。

参考：石川県定置網まいわし漁獲量

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
6,207トン	266トン	6,595トン	8,666トン	56トン	13,997トン

※平成30年は4月末時点の数値

2. 配分量算出の考え方

年間予測漁獲量（4月末の漁獲量＋過去5年の5月以降の漁獲量の上位3年平均）と石川県に定められた数量との差とする。

（以 上）

平成30年漁期TAC（まいわし）の設定及び配分について

1. TACはABC以下とする。
2. TACの2割を留保枠とし、当初配分は8割とする。「漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて（第84回水産政策審議会資源管理分科会資料5）」に従い、過去3カ年（平成26年から平成28年）の漁獲実績に基づき、大中型まき網漁業及び都道府県へ配分する。
3. 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。ただし、再評価前にすべての留保枠を放出することはしない（少なくとも留保枠の2割程度は残す）。
なお、資源量が少ない系群（対馬暖流系群）を漁獲している都道府県への再配分量の総計は、留保枠に占める当該系群相当量[※]（19,000トン）以内とする。この場合においても、再評価前は少なくとも2割程度残す。

注：留保枠にABC全体に占める当該ABCの割合を乗じて算出

平成30年TAC留保枠配分プロセスの見直しについて(案)

平成30年2月
水産庁

1. 基本的な考え方

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(以下、「基本計画」という。)の中で規定された留保枠の配分について、資源の来遊状況に応じて迅速に配分手続を行うため現行手続を見直す。

2. 基本計画

【現行】

基本計画の第3で定められた資源ごとの漁獲可能量の範囲で設定された留保枠の配分は、基本計画の変更案についてパブリックコメントを実施するとともに、資源管理分科会における諮問を経て実施。

【改正(基本計画改正案は別紙1)】

留保枠の配分は、あらかじめ基本計画の第3、第4及び第6に留保枠の配分を行う場合の記載を設けるとともに、資源管理分科会における配分案の審議を経て実施。

3. 都道府県計画

【現行】

基本計画変更後、農林水産大臣から都道府県知事に対して、変更の通知及び都道府県計画変更指令書を発出。これを受け、都道府県知事は、都道府県計画を変更。

【改正(通知案は別紙2)】

農林水産大臣から都道府県知事に対して、留保枠の配分数量を通知。都道府県知事は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第8項に基づき都道府県計画を変更。

4. 備考

平成31年TAC以降も適用。